

カボたんキャラクター使用規程

(目的)

第1条 この規程は、大分県カボス振興協議会のマスコットキャラクター「カボたん」キャラクター(以下、キャラクターという。)を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請)

第2条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ「カボたん使用承認申請書」(様式1)に必要な書類を添付し、大分県カボス振興協会長(以下、会長という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号の一つに該当するときは、この限りでない。

- (1) 大分県及び大分県カボス振興協議会及び会員団体が使用するとき
- (2) 報道機関が報道の目的で使用するとき
- (3) その他会長が適当と認めるとき

(使用の承認)

第3条 会長は、大分県産カボスの振興及び県の地域振興等に役立つと認められるときに、キャラクターの使用を承認するものとする。

ただし、次に掲げる各号に該当するときは、使用を承認しない。

- (1) 特定の政治・思想・宗教等の活動目的に利用するもの
- (2) 法令及び公序良俗に反する恐れがあることに利用するもの
- (3) 特定の企業等の営利目的に利用するもの(但し、大分県産カボスのイメージアップに資するものを除く)
- (4) デザインガイドに定められた使用方法と著しく異なる使用方法で使用するとき

2 前項の規定による承認は、カボたんキャラクター使用承認書(様式2)をもって行うものとする。

(使用料)

第4条 キャラクターを商品として使用しようとするものは、別表に定める使用料を会長に支払うものとする。

2 キャラクター使用承認を受けた者又は変更届を出した者は、使用料又は当該マスコット使用料との差引額(以下「使用料等」という。)を前条の規定による承認又は第6条の規定による変更承認があった日の翌日から起算して30日以内(振込期限の日が金融機関の休業日の場合はその翌日)に、会長が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

3 納入された使用料等は返却しない。

4 第1項に該当しない場合は、キャラクターの使用料を徴収しない。

5 第1項に該当するものであっても、カボスの宣伝とカボたんの知名度の向上のため、当面の間、使用料を無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 キャラクターを使用するものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること
 - (2) イメージを損なう展開又は応用使用をしないこと
 - (3) 使用にあたっては、承認番号を明示すること。ただし、使用対象物件の美観、機能等を著しく損なう場合には、これを省略できる。
 - (4) 当該使用に係わる物件の完成見本を速やかに会長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることが出来る。
- 2 キャラクターの使用に際し、紛争が生じた場合には、申請者の責任において処理するものとする。

(使用承認内容の変更)

第6条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認内容について変更しようとするときは、あらかじめ「カボたんキャラクター使用承認内容変更申請書」(様式3)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による承認は、カボたんキャラクター使用承認変更書(様式4)をもって行うものとする。

(使用承認の取消)

第7条 会長は、キャラクターの使用がこの使用規程又は承認内容に違反していると認められるときは、当該承認を取り消すことが出来る。

- 2 前項の承認取消は「カボたんキャラクター使用承認取消通知書」(様式5)をもって行うものとする。
- 3 前2項の規定により承認を取り消された者は、承認取消の通知があった日以降、当該承認に係わる物件の使用、配布、掲示及び販売等をしてはならない。

(使用期間)

第8条 キャラクターの使用期間は、使用を承認した日から、承認された期間とする。

(補則)

第9条

この要領に定めるもののほか、キャラクターの使用取扱について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、平成18年8月1日から施行する。

別表

- | |
|---|
| 1 販売を目的とするもの
キャラクター使用料=小売価格(消費税賦課前)×3%×制作個数 |
| 2 販売以外を目的とするもの(有償貸出等)
キャラクター使用料=製造価格×3%×制作個数 |